

令和8年度若手医師対象研究会等開催支援事業の概要について

令和8年5月21日
広島県地域医療支援センター

1 目的

広島県内の大学病院や基幹病院等の指導医等のグループが行う、複数の医療機関に所属する若手医師を対象とする研究会等の経費を助成することにより、若手医師の知識・技術の向上と医師同士のネットワーク構築の機会を支援するとともに、若手医師の活躍の場としての広島県の魅力をアピールし、広島県で活躍する若手医師の増加を図る。

2 助成内容

(1) 交付対象者

若手医師を対象とした研究会等の活動を主催するグループに対し助成する。

(交付対象者はグループの代表者)

(2) 事業の要件

- ① 原則として医師免許取得後 10 年未満の若手医師の参加が 5 人以上かつ若手医師の割合が全体の 5 割以上を占めることが見込まれる事業とする (複数の医療機関の若手医師を対象とすること。)
- ② 次のいずれかに該当する活動とする。ただし、国又は地方公共団体から助成金等を受けている活動及び学会の学術大会・地方会は対象としない。

ア 研修医を中心に企画・運営が行われ、他病院の若手医師とのネットワークの構築、知識・技術の向上が図られる活動

イ 県外の医学生又は初期臨床研修医が参加し、それぞれ本県の臨床研修病院又は本県の医療機関の専門研修プログラムを選択する動機付けとなる活動

ウ 専攻医が専門医資格を取得するために必要な知識・技能の取得の支援となる活動

- ③ グループの代表者は、指導医の資格を有する者又はそれに準ずる者であること。

(3) 助成額及び対象経費

- ① 助成額 1 団体あたり 300 千円を上限 ※1,000 円未満は切捨て

② 対象経費

対象経費		留意点
講師招へい経費、	講師謝金	・助成額は、1 時間あたり 14,000 円までとし、助成対象経費の総額に 4分の3 を乗じて得た額を上限とする。 ・支払にあたっては、金銭で直接講師に支払うこと (口座振込を含む)。
	講師旅費	・原則として公共交通機関を利用し、経済的かつ合理的な経路及び方法による実費相当額とする。 ・やむを得ずタクシーを利用する場合は、1 日につき 10,000 円を助成の上限とする。

研究会等開催経費	実習教材費	・研究会に使用する実習用教材（医療用器材、薬品及び消耗品）であって、購入単価 50,000 円未満のもの。 （事務用機器・事務用消耗品は対象外とする。）
	会場使用料	・助成額は、1日につき 100,000 円を上限とする。 （マイク、プロジェクター等の使用料を含む。）
	研究会資料等作成費	・会議資料及び研究会開催チラシの印刷費。 （外部発注に要する費用のみとする。）

※ 事務用機器や事務用消耗品、その他の経費については、自己資金等で調達してください。

(4) 助成団体数

令和8年度：10 団体程度

(5) 交付の条件

交付の目的を達成するため、次の条件を付する。

- ① 助成事業内容を広報したホームページ・広報チラシ等、若手医師を対象とした事業であることを確認できるもの及び開催告知先リストを提出すること
- ② 実績報告書には助成対象経費に係る証拠書類及び出席者名簿を添えて提出すること

3 助成対象者の選考

(1) 選考方法

助成対象者は「若手医師等育成支援事業選考委員会」において選考し、決定する。

(2) 審査基準

本事業の趣旨に則り、以下の項目について評価する。

- ① 十分な数の若手医師参加者を見込めること
- ② 若手医師の診療能力向上に資する内容であること
- ③ 費用配分と使途が適切であること
- ④ 運用面や継続性に課題がないこと

上記のほか、事業採択する病院の所在する地域及び診療科のバランスを考慮する。

要綱を改正しましたので、変更点をお知らせします。

変更箇所	内 容
要綱第 14 条 助成金の減額について の規定を追加	<p><u>研究会等への若手医師の参加者が次のいずれかに該当する場合は、対象経費の支出済額と交付決定額のいずれか少ない額に 2分の1 を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 若手医師の参加者数が 5 人に満たなかった場合（2 回以上の研究会等を開催している場合は、合計人数）</u></p> <p><u>(2) 一つの医療機関の若手医師しか参加しなかった場合</u></p> <p>※(1)については、改正前の別表第 1（交付基準額）から削除し、14 条へ追加</p>
別表第 1 助成対象経費（講師謝金）	<p>【改正前】 助成額は、1 時間あたり 14,000 円までとし、助成対象経費に次の割合を乗じた額を上限とする。 会場開催 : 1 / 2 オンライン開催 : 2 / 3 (会場開催には、対面とオンラインとの同時開催を含む。)</p> <p>【改正後】 <u>助成額は、1 時間あたり 14,000 円までとし、助成対象経費の総額に 4分の3 を乗じて得た額を上限とする。</u></p>
要綱第 19 条 加算金及び延滞金	14.5%から 10.95% に改める。

留意点

- 1 助成金の概算払い
概算払いは原則行いません。
- 2 変更申請手続
助成対象経費全体の 20%以上の減額および助成対象経費の相互間において 20%以上を流用する場合は変更申請書（別記様式第 3 号）を提出してください。
- 3 実績報告書（別記様式第 7 号）提出の期限厳守
事業の完了の日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに提出してください。

円滑な事務遂行にご協力をお願いします。